

令和5年3月8日

**消費者被害防止ネットワーク東海とスラックラインパークガンバデこと古賀啓太氏
との間の差止請求に関する協議が調ったことについて**

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海（以下「消費者被害防止ネットワーク東海」という。）が、スラックラインパークガンバデこと古賀啓太氏に対し、同人が使用する「施設利用ルール」の各条項（以下「本件条項」という。）は、帰責事由の有無を問わず同人の債務不履行及び不法行為責任の一切を免除するものであることから、消費者契約法^(※)第8条第1項第1号及び同項第3号により無効であるとして本件条項の修正を求めた事案である。

(本件条項)

- ・施設内での紛失及び盗難に関しては、当施設では一切責任は負いませんので、とくに貴重品などは自己管理にてしっかり保管下さい。
- ・駐車場での事故や盗難には当施設では一切責任は負いません。自己での処理をお願いします。
- ・スラックライン、ボルダリング、トランポリンは重大な危険（死亡ないし重大な障害）を内包したスポーツです。当施設内は安全に万全を期していますが、100%確保できているものではありません。また、小学生及び未就学児のご利用は保護者の責任において、お子様の安全の確保をお願い致します。当施設内で生じたケガ、障害については当店は一切責任を負えませんのでご了承ください。

(※) 消費者契約法

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項
- 二 〔略〕
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消

費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者によるその責任の有無を決定する権限を付与する条項

四 〔略〕

2 〔略〕

(注) 上記差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

消費者被害防止ネットワーク東海は、令和4年3月1日、スラックラインパークガンバデこと古賀啓太氏に対する申入れを開始し、同人により、上記の申入れの趣旨に沿う本件条項の改定がなされたことを確認したものとして、令和4年11月22日、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海（法人番号 6180005007083）

3. 事業者等の氏名又は名称

スラックラインパークガンバデこと古賀啓太氏

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html